

「不同意性交等罪の成果と課題

- 被害当事者側の視点から -

「不同意性交等罪」を含む「刑法性犯罪」改正法案は、2023年3月15日に閣議決定され、今国会で成立することが予想されています。

今回の改正法案で、「暴行・脅迫」「心身に障害を生じさせる」「アルコール・薬物を摂取させる」「睡眠・意識が明瞭でない」「拒絶するいとまを与えない」「恐怖・驚がくさせる」「虐待に起因する心理的反応を生じさせる」「経済的・社会関係上の地位に基づく影響力」など、8つの行為が具体的に例示され、「同意しない意思の形成・表明・実現が困難」な状態で性交などをすることを処罰するという「不同意性交等罪」が出されたことは画期的であり、大きな転換点になると言えます。被害者の同意のない性的行為は処罰対象であることが知られることで、性暴力被害者を報告しやすくなり、支援を受けやすくなったり、性的行為を行うには同意が必要という社会的意識を促進する可能性があります。

一方、性的同意をどのように捉えるかは人によって異なります。正しい性教育が実施される必要がありますし、レイプ神話のような偏見を払拭していくことも必要です。また、証明の困難さは依然として大きな課題です。被害者支援を充実させ、性暴力のない社会を実現していくために今、何が求められるのでしょうか。

2019年～2023年まで法務省で開催された刑法性犯罪改正を審議する専門家会議に参加し、被害当事者・支援者側の委員として意見を述べてきた山本潤さんと同行した寺町東子弁護士にお伺いし、共に考えたいと思います。

【講師プロフィール】

<寺町東子>

弁護士・社会福祉士・保育士。東京弁護士会所属。約30年前の叔父からの性的虐待事件で除斥期間（時効）を超えて勝訴判決（札幌高裁）を勝ち取って以来、性暴力に関する法改正運動に関わる。一般社団法人 Spring 理事、HRN 女性プロジェクトメンバー、SARC 東京協力弁護士。

<山本 潤>

SANE-J（性暴力対応看護師）・保健師・公認心理師。茨城県立医療大学助教。実父からの性加害により、様々なトラウマ症状に苦しむ。2007年 SANE（性暴力対応看護師）研修修了、2010年看護学修士取得。性暴力被害支援者研修、一般市民対象の講演活動多数。同意のない性行為が性犯罪と認められる刑法改正を目指して仲間と共に2017年一般社団法人 Spring を設立。2020年法務省 性犯罪の罰則に関する検討会委員。2021年法務省法制審議会一刑事法（性犯罪関係）部会委員。NPO 法人女性の安全と健康のための支援教育センター理事、日本フォレンジック看護学会理事。著書『13歳「私」をなくした私 性暴力と生きることのリアル』（朝日新聞出版, 2017）

【日 時】 2023年5月28日(日) 14:00～16:00

【参加費】 当会会員無料、一般 1000 円、学生 600 円

【定 員】 300 名

【申 込】 Peatix にて受付中（会員も無料チケットをお求めください）

* 下のリンクか右側の QR コードからお申込みください。

* <https://peatix.com/event/3564516/view>

申し込み QR コード

